

市民公益活動団体広報支援補助金の交付対象基準について

1 市民公益活動団体広報支援補助金の概要

事業全般に対する補助金ではなく、団体が、その活動等に対する理解や、支援者、協力者を得ることに繋がる広報活動に対し、補助金を交付するものです。

市民協働推進補助金の交付を 3 回受けた O B 団体を対象とし、団体が引き続き市民公益活動を続けられるよう下支えとなる制度を目指しています。広報・PR に係る費用に補助金を交付することで、団体によるより一層の広報活動の充実を図り、団体の活動に対する理解の促進や、賛助会員、イベント参加者の増加に繋げることを目的としています。

2 補助金額

該当する広報事業に要する経費の 1/2（上限 5 万円、1,000 円未満切捨）

3 交付対象となるもの（案）について

（1）交付対象となる広報の内容（案）について

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none">・活動内容紹介・イベント等紹介・会員募集・寄付・活動支援の募集	<ul style="list-style-type: none">・会員向け会報誌（対外的でないもの）・宗教・政治活動等、特定の思想に関わるもの・個人や団体を誹謗中傷するもの・その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないもの <p>※個人情報や個人の写真の掲載については、十分に配慮する必要がある。</p> <p>※著作権を侵害してはならない。</p>

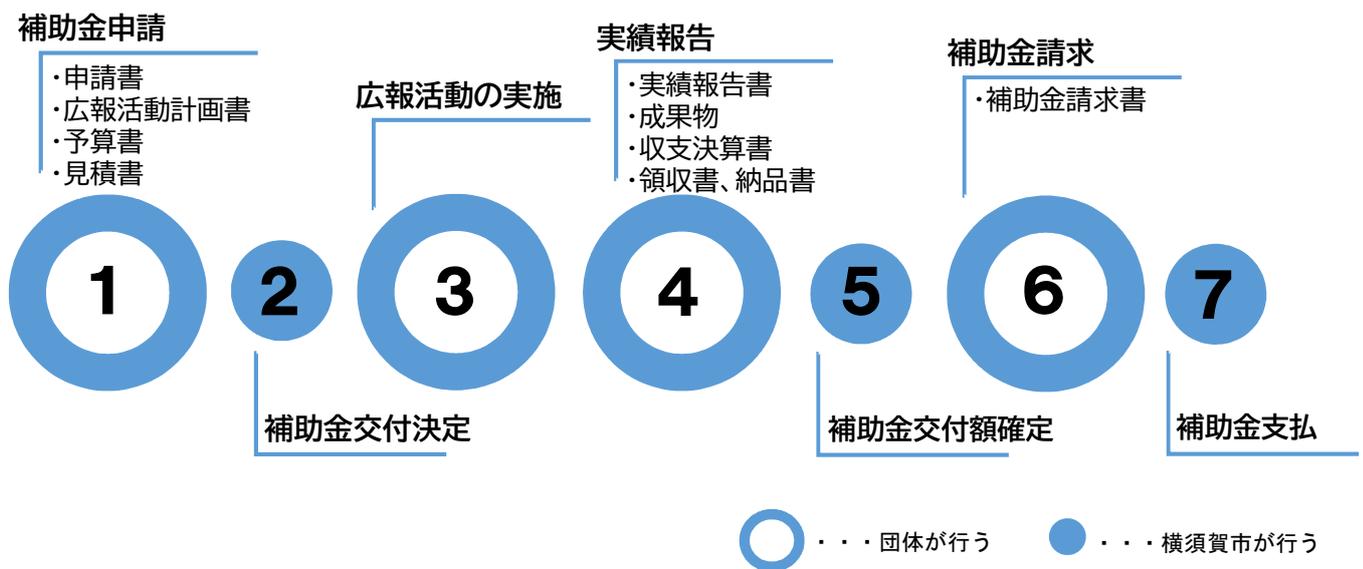
(2) 交付対象となる経費（案）について

各経費の支出については、全て領収証を徴するものとします。また、当該補助金申請団体の構成員及びその家族に対する支払いは対象とはなりません。

■ 項目 ■	
対象の費用	対象外の費用
対象となる支出例	対象とならない支出例
■ チラシ・パンフレット等の制作 ■	
印刷製本費	印刷製本費
委託料	名刺作成代
役務費	消耗品費
デザイン料、翻訳料、 専門家による指導・助言に対する謝金	外部発注によらずにリーフレット等 を作成する経費
	通信運搬費
	成果物送付のための切手代、郵送料
■ 新聞、雑誌、情報誌等への広告掲載 ■	
掲載費	備品購入費
委託料、掲載費	衣装代
役務費	食糧費
デザイン料、原稿料、翻訳料、 撮影料、専門家による指導・助言 に対する謝金	打合せ・会議等においてのお茶、 食事
	交通費
	交通費全般、ガソリン代、駐車場代
■ 映像制作 ■	
製作費	消耗品費
委託料	動画編集ソフト等購入
役務費	備品購入費
デザイン料、通訳料、撮影料、 出演料、専門家による指導・助言 に対する謝金	衣装代、デジカメ等機器購入
使用料	食糧費
会場等使用料	打合せ・会議等においてのお茶、食事
	交通費
	交通費全般、ガソリン代、駐車場代

■項目■	
対象の費用	対象外の費用
対象となる支出例	対象とならない支出例
■HPの作成■	
製作費	製作費
委託料（新規作成・リニューアル）	委託料（保守管理） プロバイダ料金
	消耗品費
	HPソフト等購入

4 補助金交付までの流れ



- ①申請（申請書・広報活動計画書・予算書・見積書）
- ②書類審査の後、交付決定
- ③広報活動実施
- ④実績報告（実績報告書・成果物・収支決算書・領収証、納品書等根拠書類）
- ⑤補助金交付額確定
- ⑥補助金請求（振込先口座等）
- ⑦補助金支払